
平成 20 年度の協会員に対する監査結果について

日証協・平成 21 年 4 月 14 日

本協会では、平成 20 年度の協会員に対する監査結果を取りまとめ、平成 21 年 4 月 14 日に開催された自主規制会議に報告した。

会員及び特別会員に対する監査結果は、それぞれ以下のとおりである。

平成20年度の会員に対する監査結果について

平成21年4月
日本証券業協会

I 監査実施状況

【監査着手日ベース（平成20年4月～平成21年3月に監査を着手したもの）】

	平成20年度	【参考】	
		平成19年度	平成18年度
監査実施会社数	91社	108社	98社
（うち 証券取引所との合同検査）	（38社）	（43社）	（47社）
（うち 協会単独の監査）	（53社）	（65社）	（51社）
（うち 支店監査を行った会社・店舗）	（5社14店舗）	（7社12店舗）	（6社11店舗）
（うち 初めて監査を実施した会社）	（7社）	（13社）	（25社）
1社平均の監査日数（本店ベース）	6.0日	6.0日	6.3日
（1社あたりの監査日数）	（1～18日）	（3～14日）	（2～15日）
1社平均の監査人員（本支店ベース）	4.9人	4.8人	4.8人
（1社あたりの監査人員）	（3～20人）	（2～24人）	（3～19人）

II 株券電子化に向けたシステム整備に係るオンサイトモニタリングを25社に対して実施した（1チーム2名×5チーム×1チーム当たり5社×1チーム当たり5日＝250人日）。

III 監査結果の概要

【結果通知日ベース（平成20年4月～平成21年3月に結果通知を交付したもの）】

	平成20年度	【参考】	
		平成19年度	平成18年度
法令・諸規則違反等が認められた会社	55社	51社	57社
法令・諸規則違反等が認められなかった会社	51社	46社	35社
計	106社	97社	92社

○ 法令・諸規則違反等が認められた会社にあつて、平成 20 年度において複数の会員に認められた不備事項は、次のとおりである。

1. 法令関係の違反

(1) 自己資本規制比率の算出に係る不備	10 社
(2) 業務に関する帳簿書類の記載不備	5 社
(3) 「事故報告書」の未提出	5 社
(4) 顧客分別金の信託不足	5 社
(5) 最良執行方針等に係る不備	4 社
(6) 契約締結前交付書面の未交付	3 社

2. 協会諸規則関係の違反

(1) 注文管理体制に係る不備	14 社
(2) 上場株券等の売買管理体制に係る不備	3 社

3. 内部管理態勢の不備

平成 20 年度の内部管理態勢の不備については、26 社に認められている。これは、主に、「管理部門等のチェック機能が十分に機能していない」、「法令・諸規則、社内規則の徹底又は理解が不十分」、「内部監査等で問題点を把握しておきながら対応が不十分、未対応」、「前回の監視委員会検査の指摘事項の改善が不十分」等である。

以 上

平成20年度の特別会員に対する監査結果について

平成21年4月
日本証券業協会

I 監査実施状況

【監査着手日ベース（平成20年4月～平成21年3月に監査を着手したもの）】

	平成20年度	【参考】	
		平成19年度	平成18年度
監査実施会社数	61機関	69機関	63機関
（うち 書類監査）	（0機関）	（2機関）	（8機関）
○ 業態別			
（都市銀行等）（注）	（7機関）	（8機関）	（7機関）
（地方銀行）	（25機関）	（23機関）	（18機関）
（第二地銀協地銀）	（16機関）	（16機関）	（18機関）
（信用金庫）（注）	（11機関）	（13機関）	（8機関）
（生命保険会社）	（1機関）	（3機関）	（7機関）
（損害保険会社）	（0機関）	（3機関）	（2機関）
（その他 短資、外国銀行、公社等）	（1機関）	（3機関）	（3機関）
1機関平均の監査日数	5.2日	4.8日	4.2日
（1機関あたりの監査日数）	（3～10日）	（3～10日）	（3～8日）
1機関平均の監査人員	4.1人	3.8人	3.6人
（1機関あたりの監査人員）	（3～7人）	（3～11人）	（3～6人）

（注）「都市銀行等」には、信託銀行及び政府系・系統金融機関等を含む。また、「信用金庫」には、信金中央金庫を含む。

II 監査結果の概要

【結果通知日ベース（平成20年4月～平成20年3月に結果通知を交付したもの）】

	平成20年度	【参考】	
		平成19年度	平成18年度
法令・諸規則違反等が認められた機関	6機関	21機関	28機関
法令・諸規則違反等が認められなかった機関	68機関	47機関	35機関
計	74機関	68機関	63機関

○ 法令・諸規則違反等が認められた機関にあって、平成 20 年度において特別会員に認められた不備事項は、次のとおりである。

1. 法令関係の違反

- | | |
|-------------------------------|------|
| (1) 業務に関する帳簿書類の記載不備 | 1 機関 |
| (2) 重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為 | 1 機関 |
| (3) 契約締結前交付書面の未交付・未説明 | 1 機関 |

2. 協会諸規則関係の違反

- | | |
|--------------------|------|
| (1) 広告審査等に係る不備 | 2 機関 |
| (2) 営業責任者の配置等に係る不備 | 2 機関 |

以 上

平成20年度監査計画（要旨）

1. 監査の基本的考え方

平成20年度の監査については、監査対象先の自主的な取組みを尊重しつつ、投資者保護を図ることを目的として、協会の内部管理態勢の構築、公正な取引の確保の観点等から実施する。

また、監査対象先の業務内容、顧客層及びリスク等（以下、「リスク等」という。）に基づいた監査手法、監査項目の選択を行うことにより、効果的、効率的な監査を行う。

2. 監査の重点事項

監査の実施にあたっては、監査対象先のリスク等に基づき、個別具体的に重点事項を決定する。

なお、平成20年度計画の策定にあたり掲げる重点事項は、下記のとおりである。

【会員、特別会員共通】

- （1）内部管理態勢（リスク管理態勢を含む）の充実・強化を一層推進する観点から、その整備・強化の状況について点検を行う。
- （2）金融商品取引法への自主的取組みを一層推進する観点から、「適合性の原則」及び広告規制等への態勢整備状況について点検を行う。
- （3）投資者保護の観点から、投資信託の販売状況について点検を行う。

（注）具体的には、乗換勧誘時等における重要事項の説明状況、高齢者への販売時における説明状況、融資先関連への販売状況、含み損を抱えた顧客への対応状況、事務処理ミス時等における顧客への対応状況等を点検する。

【会員のみ】

- （4）有価証券の引受け審査態勢等の充実・強化を一層推進する観点から、その整備・強化の状況について点検を行う。
- （5）顧客資産の保護の適正化を確認する観点から、顧客資産に係る分別管理の実施状況について点検を行う。

（注）この他、監査対象先により、売買管理態勢、システム管理態勢等を適宜重点事項に掲げ、監査を実施する。

3. 監査対象先の選定

監査対象先の選定にあたっては、以下の状況等を考慮しつつ、弾力的に行う。

- ・ 自己資本規制比率の状況【会員のみ】（一定の水準を割り込んだ会社、それ以上でも比率が急激に減少している会社を優先して選定する。）

- ・ 過去の協会監査、行政検査等の状況（特に過去の監査、検査で処分等を受けた会社又は内部管理態勢の脆弱さを指摘されている会社を優先して選定する。）
- ・ 業務内容、顧客層等の状況（リテール営業を行っている会社に対しては、分別管理の状況、投資勧誘の状況等の定期的なチェックが必要なことから、少なくとも3年に1回程度は監査を行う。）

なお、一般監査の実施数については、監査対象先の規模、支店等への監査の実施状況によって増減するが、会員120社、特別会員80機関を目途とする。

以 上